

◇番号	201607															
◇研究機関名	名古屋大学															
◇経緯・概要	<p><b>【発覚の時期及び契機】</b>  大学院医学系研究科内で、同研究科教員(以下「当該教員」という。)の物品の購入が不自然であるとの指摘があり、平成28年8月から9月にかけて、監査室が調査を行い、不適切な会計処理の可能性が発覚。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b>  調査の結果、取引業者(以下「当該業者」という。)より、不適切な会計処理と疑念される資料提供があったため、会計処理調査委員会を設置し詳細に調査をする必要があると判断。</p>															
◇調査	<p><b>【調査体制】</b>  調査委員会(学内委員6名、学外委員2名(弁護士1名、公認会計士1名))を設置して調査を実施。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間 平成28年10月～平成29年2月</li> <li>・調査対象 当該教員が関わった平成23年度から平成27年度までの全ての研究経費</li> <li>・調査方法 大学で保管している支出決議書などの証拠書類及び当該教員が当該業者に振込依頼したFAX、ならびに、当該教員の研究室等に現存する物品及び仕入先からの領収書の突合などによる確認調査、関係教職員や当該業者の聞き取り調査を行った。</li> </ul>															
◇調査結果	<p><b>【不正の種別】</b>  不正な請求による現金受領、水増し請求</p> <p><b>【不正の具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動機、背景 平成23年11月から社長の病気のため、当該業者は実質的な事業活動を停止していたが、当該教員は、「当該業者が気の毒だ」という理由等により、不適切な会計処理を開始した。</li> <li>・手法 平成23年11月から平成28年2月の間、当該教員が、自ら調達(仕入)した物品の代金(仕入原価)について、当該業者(個人事業主)の名義を使用して、自ら見積書・納品書・請求書を作成し、自らが仕入原価と説明する金額に10%及び消費税を加算した金額を大学から当該業者へ支払させた。そして、当該業者から、自らの銀行口座に前述の仕入原価と説明する金額を振り込ませていた。</li> <li>・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途(私的流用の有無)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種別</th> <th>不正に支出された研究費の額</th> <th>不正に関与した研究者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学運営費</td> <td>10,348,988円</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>2,633,998円</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>科学研究費助成事業</td> <td>36,960円</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,019,946円</td> <td>1人(実人数※)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※公的研究費に係る不正に関与した実人数</p>	資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	大学運営費	10,348,988円	1人	寄附金	2,633,998円	1人	科学研究費助成事業	36,960円	1人	計	13,019,946円	1人(実人数※)
資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数														
大学運営費	10,348,988円	1人														
寄附金	2,633,998円	1人														
科学研究費助成事業	36,960円	1人														
計	13,019,946円	1人(実人数※)														

	<p>(私的流用の有無) 私的流用を行っていたものと認定した。</p> <p><b>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】</b> 不適切な会計処理により、大学が当該業者に支払った金額の総額は13,019,946円であり、仕入原価と説明する金額に加算した金額は1,894,702円である。仕入原価の根拠となる領収書の大半が残っていないが、領収書が残っているものについても、合計で122,920円水増し請求をしていた事実が発覚している。当該業者の利益を図る目的で私的流用を行っていたものと認定した。</p>
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p><b>【発生要因】</b> 当該教員の「立替払はよくない(認められない)」、「業者を通した方がよい」という間違った認識により、取引業者名の見積書・納品書・請求書を自ら作成したり、仕入原価を水増し請求するなど、当該教員の一連の行為は、当該教員自身のモラルと、公金を扱うことに対する自覚の欠如が原因と考えられ、会計ルールに対する認識不足および勝手な解釈も、一連の行為を行った原因と考えられる。また、長年にわたる業者との付き合いによる、情や馴れ合いも原因と考えられる。</p> <p><b>【再発防止策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事務処理ルールの周知のため、新規着任教員については、着任後1ヶ月以内のコンプライアンス教育の受講を義務化する。</li> <li>② 受講者の理解が深まるよう、既存のコンプライアンス教育及び理解度チェックテストの内容を改良する。</li> <li>③ 今回の不適切使用の事例を踏まえ、業者との癒着防止の観点で、「個人事業主」に対する支出内容のモニタリングを行い、必要に応じ、調達理由を確認するとともに、発注者へヒアリングを実施する。</li> <li>④ 「個人事業主」に対する支出が偏る研究課題に対して、リスクアプローチ監査を実施する。</li> <li>⑤ 各研究科に配置されているコンプライアンス推進責任者向けの教育コンテンツを作成し、各研究科における不正防止対策に活用する。</li> <li>⑥ 研究費の適切な使用を促すリーフレットを作成し、各研究科における不正防止対策を話し合う場において、コンプライアンス推進責任者より説明、配布する。</li> <li>⑦ 発生した不適切な会計処理について、コンプライアンス教育等による学内周知を徹底する。</li> </ol>
<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の処分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者に対する処分 学内規程に基づき、当該教員(平成28年度末退職)を諭旨退職相当とした。</li> <li>・業者に対する処分 当該業者については、既に廃業しているため、取引停止等の処分は行わない。</li> </ul> </li> <li>・本件の公表状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月9日 調査結果を報道発表</li> <li>平成29年3月9日 調査結果を大学ホームページに公表</li> <li>平成29年5月26日 処分結果を報道発表</li> </ul> </li> </ul>